

【事例5】前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得及び配当所得等から控除するケース

私は、平成30年中にY証券山手支店の特定口座（源泉徴収口座）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	5,000,000円	4,600,000円	400,000円
特定信用分	—	—	—
合計	5,000,000円	4,600,000円	400,000円

また、この特定口座を通じて上場株式であるM商事の配当（収入金額60,000円）を受け取りました。私は、これらの収入以外に、給与があります。なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,350,000円（平成27年分の損失250,000円、平成28年分の損失300,000円及び平成29年分の損失800,000円）あります。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは35ページ参照）。

1-1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、2面を書いた後に1面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように2面から転記してください。

※ 上場株式等の相対取引など（52ページ注3参照）がある場合の記載方法については、1面の注をご覧ください。

この事例では、⑪欄の金額が黒字なので、この金額を「申告書第三表」⑥欄に転記してください。なお、⑪欄の金額が赤字の場合はここでは転記せず「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額を「申告書第三表」⑥欄に△を付けて転記します（28ページ参照）。

この事例の場合、Y証券の特定口座以外には株式等の譲渡がありませんので、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることもできます。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 [平成30年分]

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所) E市〇×町53-8 フリガナ フクオカ ヨシコ 氏名 福岡 良子

電話番号 (連絡先) 〇〇〇-×××-△△△△ 職業 会社員 関与税理士名 (電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		5,000,000円
① 譲渡による収入金額		5,000,000円
② その他の収入		
③ 小計(①+②)		5,000,000
必要経費又は譲渡に要した費用等		4,600,000
④ 取得費(取得価額)		4,600,000
⑤ 譲渡のための委託手数料		
⑥		
⑦ 小計(④から⑥までの計)		4,600,000
⑧ 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) (△を付けて書いてください。)		
⑨ 差引金額(③-⑦-⑧)		400,000
⑩ 特定投資株式の取得に要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。)		
⑪ 所得金額(⑨-⑩)		400,000

③ 第三表⑨欄へ(9ページ参照) 申告書第三表⑨へ

④ 黒字の場合は申告書第三表⑥へ 申告書第三表⑥へ

⑪ 黒字の場合は申告書第三表⑥へ 申告書第三表⑥へ

添付書類 この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「添付書類」の2及び3を参照してください。

【事例5】の解説

○ あなたが行った取引は、「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れたM商事の株式の配当は、「上場株式等の配当等」に該当します。この源泉徴収口座の譲渡所得及び配当所得は申告することにより、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除することができます。なお、控除してもなお控除しきれない上場株式等に係る譲渡損失の金額は、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。

これらの上場株式等の取引による譲渡所得の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	翌年以後に繰り越される金額
(譲渡分)	5,000,000円	4,600,000円	400,000円	0円
(配当分)	60,000円	0円	60,000円	0円
(繰越分)			△1,350,000円	△890,000円

○ 「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」については、各【事例】の記載例の手順に沿って作成してください。

※ 平成30年中に株式等の譲渡をしていない場合でも、前年から繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

注 この付表は、翌年以後の申告が必要になりますので控用も併せて作成し、保管してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（2面上部）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座	証券会社	円	円	円	円
簡易口座	銀行	5,000,000	4,600,000	400,000	61,260
源泉口座	証券会社				
簡易口座	銀行				
源泉口座	証券会社				
簡易口座	銀行				
源泉口座	証券会社				
簡易口座	銀行				
合計(上場株式等(特定口座))		5,000,000	4,600,000	400,000	61,260

1面①へ 1面④へ 申告書第二表「所得の内訳」欄へ

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、源泉口座・簡易口座のいずれかを「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

「申告書B第二表」の「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄に転記してください。

「源泉徴収税額」欄及び「株式等譲渡所得割額」欄の金額がある場合、「申告書B第二表」に転記してください。【参考】源泉徴収口座を申告する場合の転記方法(57ページ)を参照してください。

平成30年分 特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住所(居所)	フリガナ	氏名	勤労の種類	① 保管 2 信用 ③ 配当等
	E市〇×町53-8	フクオカ ヨシコ	福岡 良子		
前提出出時の住所又は居所				口座開設年月日	23・7・14
			生年月日	源泉徴収の選択	①有 2無
			明・大 39・12・27		

源泉徴収税額(所得税)	千円	円	株式等譲渡所得割額(住民税)	千円	円	外国所得税の額	千円	円
61,260			20,000			0		

譲渡区分	① 譲渡の対価の額(収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額(譲渡所得等の金額)
上場分	5,000,000	4,600,000	400,000
特定信用分			
合計	5,000,000	4,600,000	400,000

①-2 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」を作成します。

この付表の作成が必要なケースは【事例3】の19ページで説明していますので、参照してください。

【事例3】の記載例の書き方(19ページ)を参照して書いてください。

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けないで書いてください。

平成30年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください(【事例3】19ページ参照)。  
この事例では、黒字なので記入の必要はありません。

⑤欄の金額は、平成30年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください(【事例4】25ページ参照)。  
この事例では、黒字なので記入の必要はありません。

第三表⑥欄へ(28ページ参照)

①～③欄には、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください(「平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)」を参考に、該当の年分欄に記入してください。)

確定申告書付表(1面)

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は事業所事務所住所など) E市〇×町53-8  
フリガナ 氏名 フクオカ ヨシコ 福岡 良子

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

① 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①欄の金額)	①	
上場株式等に係る譲渡損失の金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の②欄の金額)	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額(①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

② 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
Y証券 山手支店	60,000円	
合計	60,000	
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額(②-③)		60,000

③ 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③-④)	⑤	
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③)	⑥	60,000

確定申告書付表(2面上部)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(平成27年分)	250,000		
本年の2年前分(平成28年分)	300,000		
本年の前年分(平成29年分)	800,000		
本年分			

本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑨+⑩+⑪)

本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑩)

平成30年分 特定口座年間取引報告書

住所(居所)	E市〇×町53-8	フリガナ	フクオカ ヨシコ	勤定の種類	①保管 2 信用
氏名	福岡 良子	氏名	福岡 良子	③配当等	
前年度提出時の住所又は居所		生年月日	明・大 39・12・27	口座開設年月日	23・7・14
				源泉徴収の選択	①有 2 無

種類	配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)	特別分配金の額	外国所得税の額
④株式、出資又は基金	60千 000円	9千 189円	3千 000円		
⑤特定株式投資信託					
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)					
⑦オープン型証券投資信託					
⑧国外株式又は国外投資信託等					
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	60 000	9 189	3 000		
⑩公債債権					
⑪社債債権					
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託(⑬及び⑭以外)					
⑬オープン型証券投資信託					
⑭国外公債等又は国外投資信託等					
⑮合計(⑫+⑬+⑭+⑮)					
⑯譲渡損失の金額					
⑰差引金額(⑨+⑮-⑱)	60 000	9 189	3 000		
⑱納付税額					
⑲還付税額(⑨+⑮-⑱)					

第三表(右下部)「〇 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項」欄へ(28ページ参照)

「平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」の作成に当たっては、「平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)」の確認が必要となります。

《参考》平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)

《参考》平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(2面上部)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(平成26年分)	500,000		
本年の2年前分(平成27年分)	250,000		
本年の前年分(平成28年分)	300,000		
本年分			

この平成26年分の譲渡損失の金額(500,000円)は、平成30年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除することはできません。

《参考》平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(1面下部)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③-④)	⑤	800,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③)	⑥	0

この金額が平成29年分の譲渡損失の金額です。

事例5

事例5

この事例では、本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑩～⑪欄)は次のとおりです。

- 【⑩欄】⑪欄(※1)の金額から差し引く⑨欄の金額  
 ⑨欄(250,000円) < ⑪欄(※1)(400,000円) となりますので、⑩欄には250,000円と書きます。
- 【⑪欄】⑥欄(※2)の金額から差し引く⑨欄の金額  
 ⑨欄の金額(250,000円)を⑥欄(※1)の金額から全て引ききれませんでしたので書きません。
- 【⑫欄】⑪欄(※1)の金額から差し引く⑩欄の金額  
 ⑩欄(300,000円) > (⑪欄(※1) - ⑩欄)(400,000円 - 250,000円 = 150,000円) となりますので、⑫欄には150,000円と書きます。
- 【⑬欄】⑥欄(※2)の金額から差し引く⑫欄の金額  
 ⑫欄の残額(300,000円 - 150,000円(⑫欄)) = 150,000円 > ⑥欄(※2)(60,000円) となりますので、⑬欄には60,000円と書きます。
- 【⑭欄・⑮欄】  
 ⑪欄(※1)の金額と⑥欄(※2)の金額が⑫⑬⑭欄で全て差し引かれたので記入しません。
- ※1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場株式等」の⑪欄(30ページ参照)のことで。
- ※2 「確定申告書付表」1面の⑥欄(32ページ参照)のことで。

確定申告書付表(2面/続き)

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分(平成27年分)	250,000	250,000	0
本年の2年前分(平成28年分)	300,000	150,000	90,000
本年の前年分(平成29年分)	800,000	60,000	800,000
本年分(平成30年分)	800,000	400,000	800,000
本年分(平成30年分)	800,000	60,000	800,000
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額(⑤+⑦+⑧)			890,000

⑩欄から⑪欄には、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額から控除する前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を書いてください(「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」欄(⑨～⑪欄)の金額を限度とし、最も古い年分である上段から上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税配当所得等の順に控除します)。

⑨欄には⑩⑪⑫欄の合計額を、⑩欄には⑬⑭⑮欄の合計額を書いてください。  
 ⑨欄の金額が、平成30年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。  
 また、⑩欄の金額が、平成30年分の前年分(平成29年分)の分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この事例では、⑦欄の金額と⑧欄の金額の合計額(⑪欄の金額)が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

第三表74欄へ(1,000円未満の場合、転記の必要はありません)。

申告書第三表(右中部)

その他	株式等配当	先物取引
本年分の⑥4、⑥9から差し引く繰越損失額	77	400000
翌年以後に繰り越される損失の金額	78	890000
本年分の⑥6から差し引く繰越損失額	79	60000
本年分の⑥7から差し引く繰越損失額	80	
翌年以後に繰り越される損失の金額	81	

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面下部)

所得金額の計算	一般株式等	上場株式等
所得金額(⑨-⑩)	申告書第三表⑭へ	黒字の場合は申告書第三表⑮へ
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3)	12	申告書第三表⑯へ
繰越控除後の所得金額(※4)	13	申告書第三表⑰へ

⑫欄には、⑪欄が黒字の場合で「確定申告書付表」2面の⑨欄の金額がある場合にこの⑨欄の金額を転記してください。  
 ⑫欄の金額は、⑪欄の金額を超えることはありません。

第三表73欄へ(1,000円未満の場合、転記の必要はありません)。

②～⑦ 第一表、第二表及び第三表を作成します。  
 ○ 【事例1】から【事例4】の記載例を参照してください。